
プロジェクト **排出量取引制度に係る会計上の取扱い**

項目 **本日の審議事項**

これまでの経緯

1. 第 551 回企業会計基準委員会（2025 年 7 月 24 日開催）において、企業会計基準諮問会議から当委員会に対して、排出量取引制度に係る会計上の取扱いについて、当委員会の新規テーマとして提言され、第 553 回企業会計基準委員会（2025 年 8 月 12 日開催）において、本件を当委員会の新規テーマとして取り上げることを決定した。新規テーマの内容は以下のとおりである。

(1) 法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者に係る次の会計上の取扱いの明確化

- ① 排出枠の取得に係る会計処理（資産の認識及び測定）
- ② 排出枠償却時点で、排出実績と等量の排出枠を保有する義務に係る会計処理（負債の認識及び測定や引当金の計上）
- ③ 開示要求事項

(2) 実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」と今回のテーマにおける検討との関係の整理

2. 第 566 回企業会計基準委員会（2025 年 12 月 25 日開催）及び第 174 回実務対応専門委員会（2025 年 12 月 23 日開催）では、2025 年 6 月に公布された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和 5 年法律第 32 号）（以下「GX 推進法」という。）の改正に基づき、2026 年 4 月 1 日より施行予定の排出量取引制度（以下「GX 推進法に基づく排出量取引制度」という。）における制度対象事業者の会計処理の検討を本プロジェクトの範囲とし、当該検討にあたっては制度対象事業者が事業投資として排出枠を保有することを前提とする考え方を示した。

3. また、第 566 回企業会計基準委員会及び第 174 回実務対応専門委員会では、GX 推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の負債の考え方について、次のように整理することをお示しした。

- (1) 制度対象事業者の実質的な負担を適切に表す観点から、制度対象事業者にとって GX 推進法上の義務を履行するために追加の現金支出が必要となる部分について引当金として負債を計上することを原則的な考え方とする。

- (2) 負債の認識及び測定のための具体的な要件は、GX 推進法に基づく排出量取引制度に即した定めとする。

本日の審議事項

4. 本日は、制度対象事業者が保有する排出枠及び負債の会計処理（審議事項(2)-2）についてご意見をお伺いしたい。
5. なお、第 566 回企業会計基準委員会で聞かれた意見は審議事項(2)-3、第 174 回実務対応専門委員会で聞かれた意見は審議事項(2)-4 に記載している。

以 上